

# 住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額について

平成 18 年度税制改正において、固定資産税に係る耐震改修促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定の耐震改修をおこなった場合、当該住宅(家屋)に係る固定資産税が減額されることになりました(地方税法附則第 15 条の9第1項)。※ 家屋改修等にとまなう他の固定資産税の減額措置との重複適用はありません。

## 1 減額の対象となる住宅の要件

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日までに、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する改修工事を行った住宅であること。
- (3) 耐震改修工事に要した費用が一戸当たり 50 万円を超えること。
- (4) 居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること(賃貸部分も含みます)。

## 2 減額を受けるための手続き

耐震改修の工事後 3 月以内に、『固定資産税住宅耐震改修減額申告書』に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添付して本市資産税課までご申告ください。

### 【関係書類】

- (1) 耐震改修工事が行われたことの証明書
  - \* 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書
- (2) 改修工事にかかる書類(領収書、工事明細書、写真等)。
- (3) 長期優良住宅であることを証する証明書(長期優良住宅の認定を受けた場合)

## 3 減額内容

耐震改修工事が完了した年の翌年度に限り、一户当たり 120 m<sup>2</sup>の床面積を上限として、固定資産税額の 1/2(新たに長期優良住宅の認定を受けた場合は 2/3)が減額されます。